

埼玉高体連第169号
平成26年5月22日

加盟高等学校長 様

埼玉県高等学校体育連盟
会長 杉山 剛士

体罰根絶全国共通ルールの制定について(通知)

平素より、本連盟の活動に対しまして、御理解御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年5月20日に開催されました全国高等学校体育連盟第1回理事会にて、体罰根絶全国共通ルールが決定・承認されました。本ルールの施行日は、平成26年7月1日からとなります。運動部活動において適切な指導がなされますよう御配慮をお願いするところですが、監督・コーチ・顧問教諭・外部指導者等が体罰を行い、埼玉県教育委員会に報告される際には、別紙報告書により、埼玉県高等学校体育連盟事務局までご報告いただきますようお願いいたします。体罰を行った指導者が、高等学校体育連盟の大会に1年間参加できなくなりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

別紙、全国高体連第42号「体罰根絶全国共通ルールの制定について」については、埼玉県高等学校体育連盟ホームページにも、掲載しています。

つきましては、趣旨を御理解の上、別紙、全国高体連第42号「体罰根絶全国共通ルールの制定について」を周知していただき、運動部活動において適切な指導がなされますよう御配慮をお願いいたします。

問い合わせ先

埼玉県高等学校体育連盟事務局

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-5-1

県民健康センター4階

TEL 048-822-6792

FAX 048-822-0281

E-mail kotairen@green.ocn.ne.jp

<http://saitama-kotairen.com>